解散公告（第二回）

当法人は、理事会及び評議員会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、平成二十八年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

大阪市東成区中道三丁目一五番二八号

医療法人清歯会（財団）

清算人　山田　浩之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年五月七日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、平成二十八年十二月二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

大阪市東住吉区西今川三丁目一二番一五号

医療法人医真会

清算人　福田　安子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに高知県知事の認可により、平成二十八年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

高知県四万十市中村山手通四五番地

医療法人政佳会

清算人　松岡　功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年十一月十五日熊本市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

熊本市南区近見八丁目一四番五五号

医療法人社団起幸会

清算人　**西春**　泰司

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成五年六月三十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

沖縄県国頭郡恩納村字安富祖一二〇番地

清算法人赤瀬土地改良区

代表清算人　當山　幸宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年二月十日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

香川県高松市高松町九四四番地四

財団法人日本武道振興会

代表清算人　川上　道大

公益信託金谷寿一税理士育成基金第二十一期決算公告

一、事業概要

東京都内の専修学校に通う将来税理士など税務関係の分野の仕事を志す学生二名に対し、年額三十六万円、合計七十二万円の育成金を給付した。

二、財産目録　平成二十八年九月三十日現在

資産合計	一三、四三二、〇六〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	一三、四三二、〇六〇円

平成二十八年十二月二十七日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託金谷寿一税理士育成基金

受託者　株式会社りそな銀行

公益信託グリーンプログラム21（みどり基金）第二十三期決算公告

一、事業概要

大阪府内で地域住民が主体となり緑化活動を行っている団体またはグループ一団体に対し、合計一、二四六、四一五円の助成金を給付した。

二、財産目録　平成二十八年九月三十日現在

資産合計	二三、〇六四、四二一円
負債合計	〇円
正味信託財産	二三、〇六四、四二一円

平成二十八年十二月二十七日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託グリーンプログラム21（みどり基金）

受託者　株式会社りそな銀行

公益信託八尾青少年育成いちょう基金第三十五期決算公告

一、事業概要

八尾市内における人間性豊かな青少年の育成活動に従事する団体・個人四件に対し、合計一、三二四、八八〇円の助成金を給付した。

二、財産目録　平成二十八年九月三十日現在

資産合計	一一、八四七、七九九円
負債合計	〇円
正味信託財産	一一、八四七、七九九円

平成二十八年十二月二十七日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託八尾青少年育成いちょう基金

受託者　株式会社りそな銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市西大通一丁目五五〇一番地、最後の住所山形県米沢市西大通一丁目六番四号　被相続人　亡　佐藤　喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

山形県米沢市大町五丁目一番二五号　美咲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒井　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字中野久木四二九番地一四、最後の住所千葉県松戸市根本一三番地の一中銀松戸マンシオン一〇八号　被相続人　亡　**吉田　茂**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九松戸東洋ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩原　得誉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡酒々井町上岩橋一三六七番地、最後の住所千葉県印旛郡酒々井町本佐倉三五二番地二（エコトピア酒々井）　被相続人　亡　稲葉　耕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所千葉県佐倉市王子台一―二八―八ちばぎん臼井ビル五階　守田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　守田　和正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐原市佐原イ四六七番地、最後の住所千葉県佐原市佐原イ四六七番地　被相続人　亡　白鳥　その

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号　羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市外川町三丁目一〇九四一番地、最後の住所千葉県銚子市外川町三丁目一〇九四一番地　被相続人　亡　山崎　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

事務所千葉市中央区中央四丁目五番一号　きぼーる二階　渥美雅子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渥美　雅子